

放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出によって、市民に放射能への不安が広がっており、放射能による被害から市民の生命と健康を守るために可能なあらゆる対策を講じることが喫緊の課題として求められている。

放射線に対する防護は、放射線量が「少なければ少ないほど良い」というのが大原則であり、現在の科学技術では放射性物質の消去も減量もできないものの、汚染された土壌を取り除くなど放射性物質を遠ざけることで人間が浴びる放射線量を下げることはできる。

よって、国におかれでは、放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行うことが求められていることを踏まえ、次代を担う子どもたちを始め市民の健康を守るために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 放射能汚染の不安を住民から訴えられている地方自治体が、徹底した放射能汚染の調査及び除染を行えるよう、専門家の派遣、相談体制の強化、十分な財政支援、除染方法の研究など国の支援体制を抜本的に強化し、早急に整えること。
- 2 除染に当たっては、国が責任をもって住民に正確な放射能汚染の実態とその危険性及び除染方法を示すとともに、緊急的な除染と大規模で長期にわたる除染の両方を国の責任で推進すること。
- 3 都道府県に行わせている食品検査を政令指定都市も行えるようにするとともに、検査を地方自治体に任せきりにせず、国の責任で最新鋭の検査機器を最大限に確保して、検査体制の抜本的強化を図ること。
- 4 国が定めている食品に関する暫定規制値を超える食品を市場に流通させないようにするとともに、科学者、生産者、消費者などの意見を踏まえ、暫定規制値を検証し、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
原発事故の収束及び再発防止担当大臣
消費者及び食品安全担当大臣

宛て